

新設分割に関する事後開示書面

令和5年5月11日

株式会社リンクバル

新設分割に関する事後開示書面

令和 5 年 5 月 11 日

東京都中央区明石町 7 番 14 号
築地リバーフロント 6F
株式会社リンクバル
代表取締役 吉弘 和正

当社（以下「分割会社」といいます。）は、令和 5 年 3 月 30 日付け分割計画書に基づき、分割会社を新設分割会社、株式会社 MiDATA（本店所在地：東京都中央区明石町 7 番 14 号 築地リバーフロント 6F、以下「新設会社」といいます。）を新設分割設立会社として、分割会社が、分割会社の全事業のうちその一部である AI 推進事業を、令和 5 年 5 月 11 日を効力発生日として、新設会社に承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行いました。

本件新設分割に関する、会社法第 811 条及び会社法施行規則第 209 条に規定する事項は、以下のとおりです。

1. 新設分割が効力を生じた日

令和 5 年 5 月 11 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求

本件新設分割は、会社法第 805 条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続

本件新設分割において、承継の対象となる債務はなく、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に定める債権者は存しないため、同条に定める債権者異議手続は実施しておりません。

3. 新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、分割会社より、AI 推進事業に関する権利義務を承継しました。以上の結果、新設会社が承継した資産の額は 30,000,000 円、負債の額は 0 円となっております。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。